

**子育て応援・定住  
促進リフォーム補助**

**申込締切**

**5月31日(木)**

郵送の場合も**5月31日(木)必着**

※補助枠毎の予算額を超えた場合は、公開抽選を実施します。予算額に満たない場合は、継続して申し込みを受け付けます。

**申込方法**

所定の申込用紙に必要事項を記入・押印し、添付書類を添えて、申込期間内に商工労政課または各地域市民センター窓口へご提出ください。

**補助対象工事**

- 次の①～③のすべてに該当する工事
- ① 市内に本社がある業者（下請け業者も同様）へ発注するリフォーム工事
  - ② 平成30年4月1日～平成31年3月31日までに着手かつ完了可能な工事
  - ③ 補助対象工事費が10万円以上の工事

※他の制度の補助工事は対象外です。  
※外構工事、市外業者による工事費用等補助対象外となる工事がありません。  
※過去に住宅リフォーム補助を受けた方および住宅は対象外です。（空き家活用リフォーム促進事業を除く。）

**共通事項**

びわ湖材利用時、補助金限度額に5万円を加算します。

**U・ターナー世帯**

中学生以下の方が同居しているUターナー・ターナー世帯については、限度額に50万円～100万円を加算します。

※その他詳細は市ホームページまたは左記まで

**問** 〒528-8502  
水口町水口6053番地  
商工労政課 商工労政係  
**☎** 69-2188  
**☎** 63-4087  
**Fax** 63-4087

**●子育て応援・定住促進リフォーム事業補助制度**

世帯・予算枠	世帯区分	世帯要件	補助金額
子育て世帯枠 750万円	子育て世帯	平成30年4月1日現在、中学生以下の方が同居している世帯 ※妊娠中の場合も可	【補助率】 補助対象工事費の20% 【補助金限度額】 20万円
福祉世帯枠 1,500万円	高齢者世帯	平成30年4月1日現在、75歳以上の方(昭和18年4月2日以前に生まれた方)が居住・同居している世帯	【補助率】 補助対象工事費の20% 【補助金限度額】 15万円
	障がい者世帯	障がい者手帳等の交付を受けた方が居住・同居している世帯	
一般世帯枠 1,000万円	一般世帯	上記以外の世帯	【補助率】 補助対象工事費の20% 【補助金限度額】 10万円

**●三世同居・近居定住促進リフォーム事業補助制度**

補助枠・予算	世帯要件	補助金額
三世同居 リフォーム 補助 750万円	平成30年4月1日現在、中学生以下の方が同居している子育て世帯で以下の①、②のいずれかに該当する世帯 ①市外の子育て世帯が、親と同居または近居を目的に居住すること。 ②市内の子育て世帯が、親と同居を目的に居住すること。	【補助率】 補助対象工事費の20% 【補助金限度額】 30万円

**●空き家活用リフォーム促進事業補助制度**

補助枠・予算	世帯要件	補助金額
空き家 リフォーム 補助 500万円	以下の①、②のいずれかに該当する個人・法人または団体 ① 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の所有者 ② 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件を購入、または賃借する方	【補助率】 補助対象工事費の50% 【補助金限度額】 40万円 ※不要物撤去費補助該当時、補助金限度額に10万円を加算します。

**●現代版忍者屋敷リフォーム事業補助制度**

店舗利用目的の現代版忍者屋敷リフォームを支援します。

補助枠・予算	補助対象者要件	補助金額
忍者 リフォーム補助 240万円	以下の①～④のいずれかに該当する個人・法人または団体 ①甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の所有者 ②甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件を購入、または賃借する方 ③既存店舗の所有者 ④既存店舗を賃借している方	【補助率】 補助対象工事費の50% 【補助金限度額】 80万円

～市内で創業しませんか～

**創業支援補助**

市内での創業を促進するため新たな事業を開始（創業）する小規模起業者を対象に、創業時に必要となる経費の一部を補助します。

- 補助対象者  
市内に事業所を設置し、創業を行う方
- ※同一補助対象者につき、1回限り
- 補助率  
2分の1以内
- 補助金限度額  
30万円
- 申込締切  
5月18日(金)
- ※その他詳細は市ホームページまたは左記まで

**問** 商工労政課 新産業振興係  
**☎** 69-2187  
**☎** 63-4087  
**Fax** 63-4087

～地域資源の活用で甲賀の魅力を新たに発信～

**新商品開発事業補助**

地域資源を生かした新たな特産品の開発や販売促進等に必要経費に対して、経費の一部を補助します。

- 補助対象者  
市内で一年以上事業を行っている法人または個人
- 補助率  
対象となる経費の2分の1以内
- 補助金限度額  
50万円
- ※1事業につき1回限り
- 申込締切  
5月18日(金)
- ※その他詳細は市ホームページまたは左記まで

**問** 商工労政課 新産業振興係  
**☎** 69-2187  
**☎** 63-4087  
**Fax** 63-4087